

第 1 期事業年度

事業報告

自 平成 25 年 10 月 7 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

株式会社民間資金等活用事業推進機構

1. 会社の現況に関する事項（平成 26 年 3 月 31 日現在）

(1) 当事業年度における事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」の、いわゆる「三本の矢」による一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業のマインドが改善するとともに、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気は緩やかに回復しておりますが、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が見込まれています。

道路や港湾、空港、上下水道などの公共インフラは、国民生活や経済発展に必要な社会基盤であり、また、国際競争力に直結する国家資産でもあります。しかし、現在、我が国では、国や地方の財政がますます厳しさを増しており、新たなインフラの建設はもとより、高度経済成長期を支えたインフラの老朽化対策、大規模災害に備えた防災・減災対策などの社会資本整備についても、より厳格かつ効率的に進めていくことが求められています。換言すれば、これからの経済成長を支える真に必要な社会資本の整備と財政の健全化を両立させることが、我が国の国家的課題となっています。

このような課題を解決する手段として、民間の資金やノウハウを活用できる PFI（Private Finance Initiative）は有効であり、その積極的展開がますます必要になってくるものと考えられます。しかし一方で、我が国では PFI を推進するための資金調達市場が十分には形成されておらず、PFI 事業、特に独立採算型 PFI 事業等が普及していないのが現状です。

こうした状況の下、平成 25 年 6 月に成立した改正 PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、民間企業や民間金融機関による投融資を補完するための資金を供給することで、我が国での PFI 事業を推進するための資金調達市場の整備を促進するとともに、PFI 事業を実施するために必要な経営ノウハウ及び情報の提供等を行うことを目的として、「株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「当機構」という。）」は、平成 25 年 9 月 10 日に内閣総理大臣の設立認可を受け、平成 25 年 10 月 7 日に設立登記を完了し、同月 11 日に開業いたしました。

設立に際して、当機構は、上記の目的を達成するために必要な人材を各方面から登用し、各種社内規程の制定を含む体制の構築等、業務遂行に必要な社内基盤の整備を行ってまいりました。その結果、本格的に事業を実施するための社内基盤の整備は順調に進んでおり、また、PFI 事業やファイナンス等に関する専門性を有する多様な人材が参集し、従業員数は 18 名（平成 26 年 3 月 31 日現在）となっております。

また、当機構は、開業直後から中央省庁、地方自治体、潜在的な PFI 事業者及び投資家等との情報共有・提供を通じて、PFI 事業の案件組成・発掘に努めてまいりました。この結果、平成 26 年 2 月 21 日には、東日本大震災からの復興案件の一つでもある、女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業に関する支援決定を行い、同年 3 月 28 日には、当該事業の事業会社として平成 26 年 2 月に発足した特別目的会社「株式

会社フィッシャリーサポートおながわ」に対する出資に関する契約を締結いたしました。

当機構の設立開業及び初年度の事業活動の結果、当事業年度の業績は、経常損失約 2 億 4 千 3 百万円、当期純損失約 2 億 4 千 4 百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資につきましては、地方関係者の利便及び当機構役職員の業務執行の効率性等を考慮して、東京駅至近の大手町に主たる事務所を設けるとともに、事務所を開設するための内装工事及び備品の調達等を行いました。その結果、当事業年度の設備投資額は約 3 千 6 百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当機構は、政府からの 100 億円の出資のほか、当社の趣旨に賛同いただいた民間企業からの 87 億 5 千万円の出資をもって設立されました。また、その後、平成 25 年 12 月に、民間企業からの 12 億 5 千万円の追加出資を受けました。

(4) 対処すべき課題

当機構にとって、我が国での PFI 事業を推進するための資金調達市場の整備を促進するために、まず、我が国における実施例が非常に少ない、独立採算型 PFI 事業等の案件発掘・組成が課題となります。当該課題に対しては、当機構が、独立採算型 PFI 事業等案件に係る民間事業者公募開始までの公共側と民間側との意見調整役として、双方向の論点整理を進めることにより、公共・民間の双方にとって魅力ある独立採算型 PFI 事業等案件の発掘・組成を支援し、公募開始後は、民間事業者あるいは民間金融機関による当該事業への投融資を補完するための資金を供給することで、独立採算型 PFI 事業等の組成及び長期安定的な運営を支援いたします。

また、上記市場の整備を促進するためには、市場参加者の育成・支援も重要な課題です。特に、独立採算型 PFI 事業等に対する資金供給の多様化を図るために、民間インフラ・ファンドの育成・支援を推進いたします。

次に、関係者に対する PFI 法及び PFI 事業全般に関しての適時・適切な情報提供も、当機構にとっての課題となります。当該課題に対応するため、当機構は、情報セキュリティに十分に配慮したうえで、当機構株主、中央省庁、地方自治体、PFI 推進組織（日本 PFI・PPP 協会等）、専門家（弁護士事務所、コンサルティング会社等）並びに独立採算型 PFI 事業等への潜在的投資家などへの情報提供を行います。

最後に、PFI 法の複雑性や独立採算型 PFI 事業等の手続の煩雑さなどを踏まえると、それらに精通した人材の育成も当機構の課題の一つとなります。PFI 事業やファイナンス等に係る専門性を有する多様な人材を、当機構への出向者として受け入れるだけでなく、当機構役職員と外部の関係者との情報共有や独立採算型 PFI 事業等案件の推進を通じて知識や経験を蓄積することにより、当機構役職員のみならず、外部の関係者も含めた人材育成に努めてまいります。

上記のような各課題に対応する過程を通じて、地方での独立採算型 PFI 事業等を促進・支援し、地方の公共インフラの安定的な維持更新を担保し、地域経済成長のための基盤整備及び地方自治体の財政健全化に寄与することによって、地域経済の活性化に貢献したいと考えております。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 1 期		摘 要
	〔 自 平成 25 年 10 月 7 日 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕		
経 常 損 失	243,385		
当 期 純 損 失	244,765		
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円)	627		
総 資 産	19,805,088		
純 資 産	19,755,234		
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	49,388		

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当機構の主な事業内容は次の通りです。

- ① 当機構が支援決定を行った対象事業者に対する、出資、基金の拠出、資金の貸付
- ② 当機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券の取得
- ③ 当機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ④ 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は PFI 事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣・助言
- ⑤ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑥ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑦ ①～⑥に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑧ ①～⑦に掲げる業務に附帯する業務
- ⑨ ①～⑧の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

① 本社

東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号

② 主要な子会社の事業所

該当事項はありません。

(9) 従業員の状況（出向者を含み、派遣社員を除く。）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18 名	—	40.1 歳	0.45 年

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成 26 年 3 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数 1,600,000 株

(2) 発行済株式の総数 400,000 株

(3) 株主数 71 名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
財務大臣	200,000 株	50.00 %
株式会社日本政策投資銀行	16,000 株	4.00 %
株式会社みずほ銀行	10,000 株	2.50 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000 株	2.50 %
第一生命保険株式会社	10,000 株	2.50 %
株式会社三井住友銀行	10,000 株	2.50 %
株式会社新生銀行	6,000 株	1.50 %
みずほ信託銀行株式会社	6,000 株	1.50 %
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,000 株	1.50 %
明治安田生命保険相互会社	6,000 株	1.50 %

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 文明	J Xホールディングス株式会社 相談役
専務取締役	半田 容章	
取締役	松田 修一	早稲田大学 名誉教授
取締役	上村 多恵子	京南倉庫株式会社 代表取締役
取締役	大垣 尚司	立命館大学大学院 教授
取締役	赤羽 貴	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士
監査役	奥野 善彦	奥野総合法律事務所・外国法共同事業 所長弁護士

(注) ① 取締役の松田修一、上村多恵子、大垣尚司及び赤羽貴の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

② 当社は執行役員制度を導入しており、平成26年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名
執行役員	田中 実
執行役員	松平 宏道
執行役員	水津 重三

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	6人	34,872千円	
監査役	1人	2,500千円	
計	7人	37,372千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況(民間資金等活用事業支援委員会における活動を含む。)

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 兼 民間資金等活用事業支援委員 (委 員 長)	松 田 修 一	当事業年度開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ）7 回中 6 回、民間資金等活用事業支援委員会 2 回全てに出席。公認会計士としての専門的見識及び学識経験者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 民間資金等活用事業支援委員	上 村 多 恵 子	当事業年度開催の取締役会 7 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 2 回全てに出席。事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 民間資金等活用事業支援委員	大 垣 尚 司	当事業年度開催の取締役会 7 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 2 回全てに出席。学識経験者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 民間資金等活用事業支援委員	赤 羽 貴	当事業年度開催の取締役会 7 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 2 回全てに出席。弁護士としての専門的見識を活かし、社外の立場から発言。
監 査 役	奥 野 善 彦	当事業年度開催の取締役会 7 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 2 回全てに出席。弁護士としての専門的見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当機構は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき設立された株式会社であり、同法第 46 条により、特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容並びに株式会社等又は債権の譲渡その他の処分等の決定等は、取締役会から民間資金等活用事業推進機構支援委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当機構は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当機構は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額等を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

- ⑥ 記載内容についての社外役員の意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
東陽監査法人

- (2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

- (3) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	2,800 千円

- (4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当機構は、会社法及び会社法施行規則に従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な関連規程を整備しています。

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」、「利益相反管理規程」及び「インサイダー取引未然防止規程」を定めています。

ア. 当機構は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定め、通常の報告ルートのほかに社内にホットライン（公益通報者保護制度）を設けています。

イ. 当機構は、「利益相反管理規程」に基づき、利益相反事項の管理を統括する部署を設置し、各部署における利益相反事項の管理体制を整備しています。

ウ. 当機構は、「インサイダー取引未然防止規程」において役職員が知ったインサイダー情報の管理並びに役職員及び会社の有価証券投資の在り方等について遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引の未然防止を図る体制を整備しています。

エ. 当機構は、役職員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した、出融資等案件に係る業務体制・業務フローに係る資料を作成し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図ります。

オ. 当機構は、上記記載事項を含め、コンプライアンスの実施状況について、「コンプライアンス規程」に基づいて社内に設置され、社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会に定期的に報告します。

- ② 当機構は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察や弁護士等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定めています。
- ② 当機構は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行っています。
- ③ 会社の経営に支障を及ぼす重要な事故の発生、又は差し迫った発生の危険を認識したときには、事故対策会議を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行います。
- ② 当機構は、「組織規程」及び「決裁規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図ってまいります。また、こうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図ります。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当機構は、「取締役会規程」、「民間資金等活用事業推進機構支援委員会運営規程」及び「情報資産リスク管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

(5) 当機構における業務の適正を確保するための体制

当機構は、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成 25 年 10 月 4 日内閣府告示第 232 号）に基づき、独立採算型 PFI 事業等支援業務の実施並びに独立採算型 PFI 事業等支援の対象となる事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって、同支援基準に従っているか否かを確認するとともに、支援実行後は必要なモニタリングを行います。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

ア. 役職員は、当機構の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告します。

イ. 役職員は、当機構の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を

報告し、随時経過を報告します。

ウ. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告します。

② 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

ア. 監査役の求めに応じて、監査役スタッフとして当機構職員を監査に必要な事務に就かせます。

イ. 監査役の職務を補助する職員の人事など当該職員の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重します。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して以下の事項を確保しております。

ア. 取締役会及び民間資金等活用事業支援委員会は、監査役の出席を確保しています。

イ. 代表取締役及び会計監査人は、監査役と会合を持ち意思の疎通を図っています。